第1章　計画策定の背景

１　計画策定の趣旨

（１）国の背景

わが国の少子高齢化、人口減少社会の進行はとどまることなく、高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、介護が必要となるリスクの高い 85 歳以上高齢者、認知症高齢者等、地域で支えることが必要な高齢者の増加が予想されています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来人口推計（平成 29 年推計）」（出生中位・死亡中位）によると、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年には高齢化率は 30.0%に、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には 35.3%に達するとされています。

こうした中、国においては、介護保険法改正を継続的に行い、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けられるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が切れ目なく提供される社会的仕組みである地域包括ケアシステムの推進を目指してきました。

平成 29（2017）年５月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要な人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

また、近年の豪雨や台風等による災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係部局や介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築するなど、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

（２）本市の背景

本市においては、令和２（2020）年 10 月１日現在の市全体の高齢化率は 30.9%となっており、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護・要支援者等、支援を要する方も増加しています。このようなことから地域全体で支え合うことのできる体制の強化が重要となっており、高齢者が住み慣れた地域で安定的にケアを受けることができ、生きがいを持って生活を営むことができる環境整備が必要となっています。

本計画は、これまでの第８次計画が令和２年度をもって終了したことから、令和３年度～５年度を計画期間とした第９次計画として、本市の高齢者保健福祉施策の基本方針や施策体系を定めるほか、介護保険第１号被保険者保険料の算定根拠となる介護保険サービス給付費の見込みや、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた行政計画となります。これまでは、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを目指し、第７次計画では構築のための取組みの本格化、第８次計画では深化・推進してきましたが、第９次計画においては更なる推進を図っていきます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据えた中長期的な視点での施策を推進するとともに、社会保障制度の新たな展開を目指します。

２　法令等の根拠

本計画は、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８に規定する「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

また、県で定める「福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画」との整合を図るとともに、本市の福祉分野における総合計画である「いわき市地域福祉計画（令和３年度～７年度）」をはじめとする関連計画と調和が取れたものとします。

図表１－２－１　本計画と関連する計画

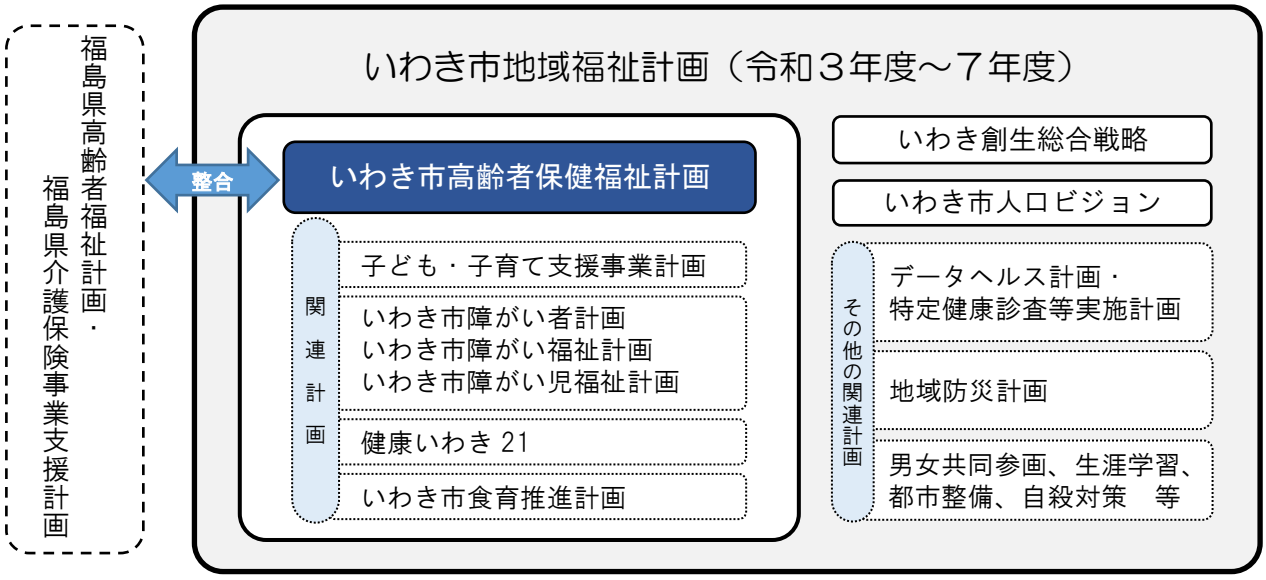

３　計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第１項により、３年を１期とすることとなっていることから、本計画の計画期間は令和３（2021）～５（2023）年度の３年間となります。

図表１－３－１　本計画の計画期間

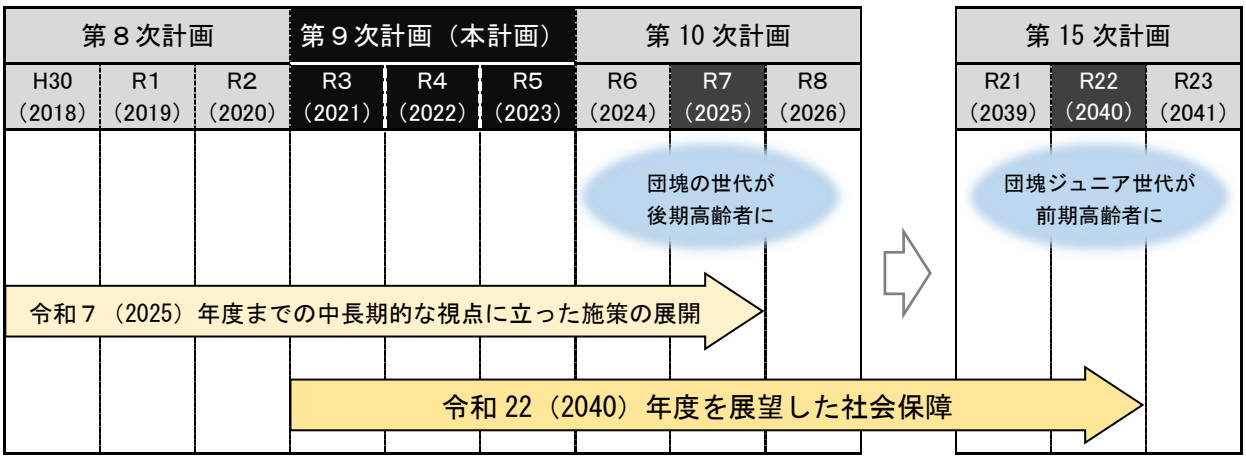

４　制度改正のポイント

団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据え、今後も、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための支援や、要介護・要支援状態となることへの予防、要介護・要支援状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本を維持し、質の高いサービスを提供していくとともに、人材と財源の重点化・効率化によって、介護保険制度の持続可能性を確保できるようにすることが重要となっています。

国では、近年の状況を踏まえて、地域共生社会の実現に向け、それを推進するために以下の３つの観点による介護保険制度の見直しと社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備を合わせて一体的な改革に取り組むこととしています。

１．介護予防・地域づくりの推進
　～健康寿命の延伸～／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

２．地域包括ケアシステムの推進
　～地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント～

３．介護現場の革新
　～人材確保、生産性の向上～

【参考：介護保険制度改革の全体像】

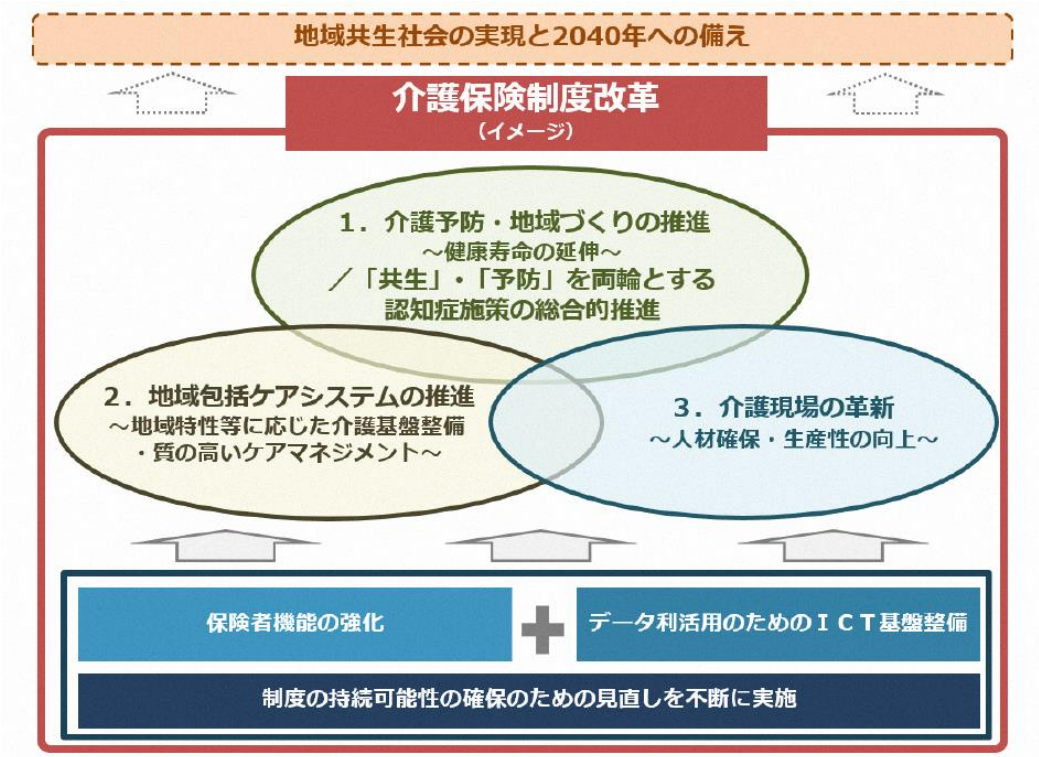

資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元（2019）年 12 月 27 日）資料より）

また、重要な取組み等に関して、以下、計画の柱となる７つのポイントをまとめています。

①令和７（2025）年・令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

・令和 22（2040）年には、保険者ごとの高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要である。
・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みに合わせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが重要である。

②地域共生社会の実現

【考え方】

・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組みが重要である。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

【考え方】

・高齢者等が、社会で役割を持ち活躍できる多様なボランティアや、就労的活動を通した社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが重要である。

④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅等の増加や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援の一体的な提供といった取組みが進められている。こうした取組みの質の確保や、適切なサービス基盤の整備が重要である。

⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

【考え方】

・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が、できる限り地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の５つの柱に基づき、認知症施策を推進することが重要である。

認知症施策推進大綱の５つの柱

１．普及啓発・本人発信支援
２．予防
３．医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
４．認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
５．研究開発・産業促進・国際展開

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

【考え方】

・令和７（2025）年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進めることが重要である。

⑦災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

・災害対策について、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。
・感染症対策について、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。

５　ＳＤＧｓ推進と本計画の関係

ＳＤＧｓ（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。”地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、国際社会全体の共通目標として、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの間に達成すべき 17 の目標と、169 の具体的なターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが設定されています。

ＳＤＧｓは国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体、民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。国のＳＤＧｓ推進本部では「ＳＤＧｓ実施指針改定版（令和元年 12 月 20 日）」を定め、地方自治体には「様々な計画にＳＤＧｓの要素を反映すること」が期待されています。

本計画においても、以下の目標（ゴール）を念頭に、達成に向けた施策を推進していきます。

図表１－５－１　ＳＤＧｓの 17 の目標

図１－５－２　ＳＤＧｓにおけるいわき市の高齢者福祉に関連する目標

1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する

10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する

11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する